

西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業モデル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第2号に基づく一般介護予防事業として、理学療法士、作業療法士（以下「リハビリテーション専門職」という。）によるアセスメント同行訪問事業（以下「事業」という。）をモデル実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省通知）、西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び西宮市短期集中型通所サービスモデル実施要綱の例による。

(目的)

第3条 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を実施する者（以下「ケアマネジメント実施者」という。）が、利用者（予防給付又は第1号事業の利用者をいう。またその利用予定者を含む。以下「利用者」という。）に対し、よりよいケアマネジメントを行えるようアセスメント等を支援することにより、介護予防・自立支援の取り組みを強化することを目的として実施する。

(事業の実施)

第4条 事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の全部又は一部について、市長が適当と認める者にその実施を委託できるものとする。

(事業内容)

第5条 リハビリテーション専門職は、本市が実施する短期集中型通所サービスの利用対象者に該当するかどうかを見極める対象者が生じた場合、ケアマネジメント実施者が当該対象者宅を訪問する際に同行し、次の各号に定める事項をすべて実施する。

- (1) リハビリテーション専門職としての専門的見地から心身評価等を行い、生活課題の原因分析を実施する。
- (2) ケアマネジメント実施者に対して、利用者に対するよりよいケアマネジメントを行えるよう具体的な対応策に関する助言・提案を行う。
- (3) 短期集中型通所サービスの利用対象者に該当するかどうかを見極め、対象者となる場合には、ケアマネジメント実施者とともに、利用者に対して具体的な目標設定及び動機づけを行う。

(対象者)

第6条 事業の対象者は、地域包括支援センターの職員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員とする。

(実施申し込み)

第7条 ケアマネジメント実施者は、本市が実施する短期集中型通所サービスの利用対象者に該当するかどうかを見極める対象者が生じた場合には、市長が別に定める申込方法によりリハビリテ

ーション専門職によるアセスメント同行訪問の申し込みをしなければならない。

(リハビリテーション専門職の同行)

第8条 前条の申し込みを受け、リハビリテーション専門職が同行する場合の時間は、1回あたり概ね1時間程度とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用料)

第9条 事業の利用料は無料とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。